

草津市公報

発行日 令和6年4月1日
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 6 号

発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇目 次◇◇◇

◎ 規 則

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則（幼児課） …… 1

◎ 告 示

生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課） …………… 1

草津市一時預かり事業（災害特例型）補助金交付要綱（幼児施設課） …………… 2

公示送達について（税務課） …………… 6

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） …………… 7

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） …………… 7

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会臨時会の招集について（教育総務課） …………… 8

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の営業所の移転について（上下水道総務課） …………… 8

規則

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月11日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第2号

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年草津市規則第45号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条　＜現行どおり＞ （階層区分の認定） 第2条　市長は、法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもと同一の世帯に属し生計を一にしている <u>教育・保育給付認定保護者および教育・保育給付認定保護者以外の扶養義務者</u> （家計の主宰者である場合に限る。）の全ての者の市町村民税額（4月から8月までの条例第4条の利用者負担額にあっては当該年度の前年度の市町村民税額、9月から3月までの条例第4条の利用者負担額にあっては当該年度の市町村民税額をいう。）の合計額により第3条、第4条および第5条の階層区分を設定する。 第3条～第12条　＜現行どおり＞ 別表第1～別表第2　＜現行どおり＞ 別記様式第1号～別記様式第12号　＜現行どおり＞	第1条　＜省略＞ （階層区分の認定） 第2条　市長は、法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもと同一の世帯に属し生計を一にしている <u>父母および父母以外の扶養義務者</u> （家計の主宰者である場合に限る。）の全ての者の市町村民税額（4月から8月までの条例第4条の利用者負担額にあっては当該年度の前年度の市町村民税額、9月から3月までの条例第4条の利用者負担額にあっては当該年度の市町村民税額をいう。）の合計額により第3条、第4条および第5条の階層区分を設定する。 第3条～第12条　＜省略＞ 別表第1～別表第2　＜省略＞ 別記様式第1号～別記様式第12号　＜省略＞

付　則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月11日揭示済み）

告　示

草津市告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年3月11日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
おかもと内科・糖尿病クリニック	草津市川原2丁目16-39	令和5年10月1日

（令和6年3月11日揭示済み）

草津市告示第37号

草津市一時預かり事業（災害特例型）補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月13日

草津市長 橋 川 渉

草津市一時預かり事業（災害特例型）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、保育所等が実施する一時預かり事業（災害特例型）（以下「事業」という。）の円滑な実施を促進し、もって児童の福祉増進を図ることを目的として、事業を行う者に対し、予算の範囲内において草津市一時預かり事業（災害特例型）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「保育所等」とは、次の各号に掲げる施設のうち、国、都道府県および市町村（特別区を含む。）以外の者が市内に設置し、経営する施設をいう。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する施設
- (2) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する施設
- (3) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する施設
- (4) 地域型保育事業所 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業または同条第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の確認を受けた施設

（補助対象事業）

第3条 補助金の額は、別表に掲げる補助金の額と補助対象経費を比較していずれか少ない方の額とする。

（補助金の申請等）

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、市長が別に定める期間内に規則第3条の補助金等交付申請書に草津市一時預かり事業（災害特例型）補助金所要額算定調書（別記様式第1号）を添え、市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第5条 市長は、補助金を規則第16条第2項の規定に

より概算払により交付するものとする。

（実績報告書の添付書類）

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は草津市一時預かり事業（災害特例型）補助金精算額算定調書（別記様式第2号）とし、その提出期限は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度6月30日までとする。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第7条 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助金額に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）には、草津市一時預かり事業（災害特例型）補助金に係る消費税および地方消費税仕入れ控除税額報告書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額の全部または一部を返還しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

事業の内容	補助の要件	補助金額
児童福祉法第6条の3第7項、学校教育法第25条および幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に規定する一時預かり事業	一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号）の別紙「一時預かり事業実施要綱」4(7)災害特例型における実施要件等を満たす事業とする。	子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和5年9月7日付成事第481号こども家庭庁長官通知）別紙一時預かり事業の項(6)災害特例型に定める補助基準額とし、本園と分園がある場合は、園ごとに算定した額とする。

付 則

この要綱は、令和6年3月13日から施行し、令和6年1月1日以降の事業から適用する。

別記

様式第1号（第4条関係）

草津市一時預かり事業（災害特例型）補助金所要額算定調書

施設名： _____

(1) 在籍する特定教育・保育施設等とは別の特定教育・保育施設等を利用する児童

対象児童の区分		利 用 児 童 数												補助基準額	備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	
1号認定	5歳児														
	4歳児														
	3歳児														
2号認定	標準 短時間														
	標準 短時間														
	標準 短時間														
3号認定	標準 短時間														
	標準 短時間														
	標準 短時間														
合 計															

(2) 教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において本事業を利用する児童

対象児童の区分		延 利 用 児 童 数												補助基準額	備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	
1号認定	5歳児														
	4歳児														
	3歳児														
合 計															

(3) (1) , (2) 以外の児童

対象児童の区分		延 利 用 児 童 数												補助基準額	備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	
5歳児	4歳児														
	3歳児														
	2歳児														
1歳児	0歳児														
	0歳児														
合 計															

(4) 補助金所要額

対象経費に対する支出予定額	寄付金その他の収入額	差引額 (A-B)	補助基準額	補助金申請額 (C、D比較して少ない方の額)	備考
A 円	B 円	C 円	D 円	円	

様式第2号（第6条関係）

草津市一時預かり事業（災害特例型）補助金精算額算定調書

施設名： _____

(1) 在籍する特定教育・保育施設等とは別の特定教育・保育施設等を利用した児童

対象児童の区分		利 用 児 童 数												補助基準額	備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	
1号認定	5歳児	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
	4歳児														
	3歳児														
2号認定	標準														
	短時間														
	標準														
3号認定	4歳児														
	短時間														
	標準														
	3歳児														
	短時間														
	標準														
	2歳児														
	短時間														
	標準														
	1歳児														
	短時間														
	標準														
	0歳児														
	短時間														
	標準														
合計															

(2) 教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において本事業を利用した児童

対象児童の区分		延 利 用 児 童 数												補助基準額	備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	
1号認定	5歳児	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
	4歳児														
	3歳児														
合計															

(3) (1) , (2) 以外の児童

対象児童の区分		延 利 用 児 童 数												補助基準額	備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	
5歳児	5歳児	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
	4歳児														
	3歳児														
4歳児	4歳児														
	3歳児														
	2歳児														
3歳児	3歳児														
	2歳児														
	1歳児														
2歳児	2歳児														
	1歳児														
	0歳児														
合計															

(4) 補助金所要額

対象経費に対する支出済額	寄付金その他の収入額	差引額 (A-B)	補助基準額	要補助額 (C、Dは較して少ない方の額)	受入済額	精算額 (E-F)	備考
A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

草津市長 様

（施設名）

草津市一時預かり事業（災害特例型）補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、草津市災害特例型一時預かり事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 額の確定額 _____ 円
- 2 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額（要補助金返還相当額） _____ 円
- 3 添付資料
消費税および地方消費税仕入控除税額の積算内訳等

（令和6年3月13日揭示済み）

草津市告示第38号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年3月14日

草津市長 橋 川 渉

- 1 送達すべき書類
国民健康保険税更正・決定通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所 別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和6年3月21日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税更正・決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	勝又 莉子	滋賀県草津市橋岡町186番地102 セジュールA&M	令和5年度	令和5年度分
2	勝又 莉子	滋賀県草津市橋岡町186番地102 セジュールA&M	令和5年度	令和4年度分
3	西村 朔弥	滋賀県草津市平井五丁目3番1-1307号クレール平井	令和5年度	令和5年度分
4	浅見 葉子	滋賀県草津市西洪川一丁目1番26-413号プレサンスロジェ草津駅前	令和5年度	令和5年度分
5	MIN DONG HO	滋賀県草津市東矢倉四丁目8番55-302号野路一番館	令和5年度	令和5年度分
6	HUANG TIANYU	滋賀県草津市岡本町1371番地5-101西鴻池ハイツA棟	令和5年度	令和5年度分
7	荒木 加代子	愛知県一宮市富田字石宮59番地1	令和5年度	令和5年度分
8	CHU MINGZUO	大阪府茨木市春日五丁目3番31号コージーコート206号	令和5年度	令和5年度分
9	小國 裕貴	京都府八幡市内里内56番地ハイツ内里Ⅳ 202	令和5年度	令和5年度分
10	YI XUANCHENG	大阪府茨木市春日一丁目6番24号春日マンション301号	令和5年度	令和5年度分
11	JIA SHUCHENG	大阪府大阪市淀川区宮原1丁目3番14-715号	令和5年度	令和5年度分
12	DING JIAYE	大阪府茨木市上総積四丁目1番10号ミーティア303号	令和5年度	令和5年度分

(令和6年3月14日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年3月4日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市野路町667番地5 関西開発株式会社 代表取締役 高塚 良太	草津市野路町字池之内502番4 外4筆	2,437.87㎡	R6.3.4	1735

(令和6年3月4日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年3月7日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
守山市伊勢町678番地 パルテール102号 福井 裕典	草津市下物町字庄谷199番4	175.33㎡	R6.3.7	1736

(令和6年3月7日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第4号
草津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。
令和6年3月11日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

- 1 期 日 令和6年3月12日（火） 午後2時
- 2 場 所 市役所6階 教育委員会室

(令和6年3月11日揭示済み)

	新	旧	移転年月日
営業所	守山市勝部四丁目1番68号	守山市金森町140番地20	令和6年1月16日

(令和6年3月14日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第8号
草津市指定下水道工事店の営業所の移転について
次のとおり、草津市指定下水道工事店の営業所の移転があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条第4号の規定により告示する。
令和6年3月14日

草津市長 橋 川 渉

指定下水道工事店
指定番号 1133 株式会社エヌアール